

令和6年度答申第69号  
令和7年2月25日

諮詢番号 令和6年度諮詢第94号（令和7年1月29日諮詢）

審査庁 防衛大臣

事件名 退職手当支給制限処分に関する件

## 答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

## 結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当である。

## 理由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、航空幕僚長（以下「処分庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項の規定に基づき、懲戒免職処分を受けて退職した審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）自衛隊法（昭和29年法律第165号）46条1項（令和3年法律第61号による改正（令和5年4月1日施行）前のもの）は、隊員が同項各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる旨規定し、同項2号において隊員たるにふさわしくない行為のあった場合を掲げている。

(2) 退職手当法2条1項（令和3年法律第61号及び第62号による改正（いずれも令和5年4月1日施行）前のもの）は、退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者等に支給する旨規定する。

退職手当法12条1項は、退職した者が、同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（国家公務員法その他の法令の規定により職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。）は、当該退職した者等に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる旨規定し、同項1号において懲戒免職等処分を受けて退職した者を掲げている。

そして、退職手当法12条1項の「政令で定める事情」について、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）17条は、「当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、昭和56年10月1日に陸上自衛隊に入隊し、平成30年4月1日から航空自衛隊AB部C課に配属された。

（勤務記録表）

(2) 懲戒権者である航空幕僚長は、令和4年2月17日付けで、審査請求人に対し、「令和2年12月30日（水）16時頃、D市内の商業施設内食品売場において、商品であった食品類合計6点（総額1万2856円）を、窃盗し、精算せずに店外に出たところを現認していた警備員に呼び止められ、その後、当該店舗の通報により駆けつけた警察官により検挙されたものである」旨の違反事実を認定し、自衛隊法46条1項2号の規定に基づき、懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）をした（以上上記窃盗行為を「本件非違行為」という。）。

(懲戒処分宣告書、認定理由書)

(3) 処分庁は、令和4年2月18日付けで、審査請求人に対し、退職手当法12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（本件支給制限処分）をした。

(退職手当支給制限処分書)

(4) 審査請求人は、令和4年5月13日付けで、審査庁に対し、本件支給制限処分を不服として本件審査請求をした。

また、審査請求人は、本件懲戒免職処分についても、同日付けで、防衛大臣に対し、これを不服として審査請求をした。

(審査請求書、裁決書)

(5) 防衛大臣は、令和6年7月19日付けで、防衛人事審議会の議決（以下「議決」という。）に基づき、本件懲戒免職処分を不服とする審査請求を棄却する裁決をした。

(懲戒免職処分審査請求に係る議決書、裁決書)

(6) 審査庁は、令和7年1月29日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

本件非違行為は、審査請求人の永年勤続の功を抹消するほどに厳しい非難を受けるようなものではなく、退職手当の全部を不支給とした本件支給制限処分は社会観念上著しく妥当を欠いたものとして裁量権の逸脱又は濫用に当たり違法な処分であるから取り消されるべきである。

(1) 審査請求人が行った非違の内容及び程度について

本件非違行為による被害は総額1万2856円であるから、対象金額が比較的低い違反である。加えて、審査請求人には窃盗の常習性は認められないこと、本件非違行為には審査請求人の精神疾患が影響している可能性が否定できないこと、本件非違行為について刑事処分がされていないこと、同種前科がないことなどの事情を考慮すると、隊員としての品位を著しく傷つけ、又は自衛隊の威信を著しく失墜する場合というべきではなく、違反態様が「重大な場合」には至っていない。

そうすると、審査請求人に関しては、違反の態様が「重大な場合」に至っていないとして、停職以下の処分にとどめるべきであったにもかかわらず、懲戒免職処分とされたのである。

さらに、本件非違行為は私生活上の行為であり、昭和53年7月10日付け航空自衛隊達第21号「懲戒処分等の基準に関する達」（以下「本件懲戒処分等基準」という。）が職務に関する違反と私的行為に関する違反とを区別していることからも明らかなように、職場内での行為よりも情状としては軽い。また、刑事手続においても不起訴処分とされた事件であり、審査請求人は素直に被害弁償（商品の買取り）にも応じている。加えて、本件非違行為は、審査請求人の精神疾患が大きく影響している可能性が高く、このような影響を考えれば、単なる犯罪行為として捉えるべきではなく、社会に与える影響は少ない。

したがって、本件非違行為の内容及び程度からすると、本件において審査請求人に対しては、そもそも免職ではなく停職以下の処分にとどめるべきであったものであるが、仮に本件懲戒免職処分が違法とまではいえないとしても、停職以下の処分にとどめる余地がある場合において特に厳しい措置として懲戒免職処分が選択されたことが明らかである。

#### （2）審査請求人が占めていた職の職務及び責任について

審査請求人は、本件懲戒免職処分を受けた当時、Aに所属する防衛事務官として、補給業務などに従事していた者であり、特に高度の倫理性が求められる役職に就いていたものではなかった。

#### （3）審査請求人の勤務の状況について

審査請求人の勤務態度は普通であり、これまで職場において問題行動やトラブルを起こしたこともなく、40年以上もの長年にわたって問題なく勤務を遂行していた。

この点、審査請求人には、約15年前にも一度万引きにより停職1か月の懲戒処分を受けた経緯があるが、当該行為については、送検すらされていないことからも明らかなように、特段悪質な態様で行われたものではない上に、当時の犯行状況からすると審査請求人の精神疾患が大きく影響していた可能性が高い。また、それ以降、審査請求人は、公私ともに何ら問題なく生活することができており、本件非違行為に常習性はないから、過去の非違行為について処分を特段加重すべき事情として考慮すべきではない。

#### （4）本件非違行為をするに至った経緯

審査請求人は、普段どおりに食料品の買物をしようとしていたところ、年末の人混みや子らと一緒に早く合流しなければならないという心境から

パニック状態に陥り、冷静な判断ができないままに本件非違行為に及んでしまったものである。

もちろん、国家公務員であるか否かにかかわらず、万引き（窃盗）は許されない行為であり、そのことは審査請求人自身も十分に理解した上で深く反省している。しかし、強固な犯意や計画性も全くないままに、混乱した状態で本件非違行為に及んだという経緯からすれば、少なくとも職を失った上に退職手当までも一切支給しないという制裁を科されなければならぬような事情は存在しない。

(5) 本件非違行為後における審査請求人の言動について

審査請求人は、本件非違行為に及んだことについて深く反省の弁を述べ、その場において商品の買取りによる被害弁償を行っており、被害を最小限にするための行動を取っている。

さらに、審査請求人は、精神疾患による影響があった可能性が高いにせよ、逮捕直後から事実を認めて被害店舗に謝罪し、捜査機関や職場に対しても自分自身の非を素直に認めた上で反省の態度を示している。実際、審査請求人については、2回目の万引きであるにもかかわらず不起訴処分がなされており、このことからも審査請求人が反省の態度を示していたことが明らかである。

このような本件非違行為後における審査請求人の言動からすると、審査請求人に対する処分を軽減することはあっても処分を加重すべき事情は一切存在しない。

(6) 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度について

審査請求人による本件非違行為は、常習性はなく、特段悪質な態様で行われたわけでもない。また、審査請求人自身が商品を買い取り弁償したことにより被害は比較的軽度に抑えられており、非勤務日において公務とは一切無関係に行われたものであって、公務の遂行や組織に与えた影響の程度が著しいとは到底いえない。

さらに、審査請求人は、航空自衛隊の任務の中で作戦運用に直接携わる自衛官とは異なり、行政職である事務官であり、直接的に部隊の士気や作戦行動に影響を及ぼすような立場にはなかった。

(7) 本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

本件非違行為は、審査請求人の精神疾患が大きく影響していた可能性が高く、このような疾患の影響を考えれば、単なる犯罪行為として捉えるべ

きではなく、社会に与える影響は少ないというべきである。

確かに、自衛隊員による窃盗事案については、国家公務員という地位からして、公務に対する国民の信頼につき一定程度の影響を及ぼすことは否定できないが、自衛隊職員に課せられる職責の重さは、他の国家公務員と同様であり、窃盗を犯したことについて処分を加重されるような根拠は一切存在しない。

#### (8) 本件支給制限処分が不当なものであること

仮に本件支給制限処分が裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして違法とまでいえないとしても、上記関係法令が定める国家公務員の退職手当の性格等に照らせば、処分庁としては、本件懲戒免職処分の原因である審査請求人の本件非違行為が、同人の勤続の功を全て帳消しにするほどに重大なものであるかについて、できる限り退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめる方向で、十分な考慮や検討を慎重に行うことが要請されていたというべきである。

それにもかかわらず、処分庁は、国民の信頼に及ぼす影響のみを重視するあまり、審査請求人について停職処分にとどめることや、退職手当等の一部支給制限にとどめる可能性を十分に検討せず、本件懲戒免職処分及び本件支給制限処分を行ったものである。

したがって、本件支給制限処分は最も公益に適したものとはいはず、「不当な」（行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条1項）処分として取り消されるべきである。

#### (9) 結論

以上のとおり、本件支給制限処分は、社会観念上著しく妥当を欠いたものとして裁量権の逸脱又は濫用に当たる違法な処分であり、又は不当な処分であることが明らかであることから、直ちに取り消されるべきである。

（審査請求書、反論書）

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

### 1 論点整理

- (1) 本件支給制限処分は、本件懲戒免職処分に起因するものである。本件懲戒免職処分に係る審査請求については、自衛隊法の規定に基づく審査請求手続に則り審議され、令和6年7月19日、本件懲戒免職処分に係る審査請求は棄却との裁決が行われている。

(2) 退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定は、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件非違行為の内容及び程度、本件非違行為をするに至った経緯、本件非違行為後における審査請求人の言動、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響などの各事情を勘案して、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができるとしているところ、本件では、当該各事情に係る判断について審査請求人と処分庁との間で争いがあるため、この点について検討する必要がある。

## 2 論点に対する判断

本件支給制限処分をするに当たり勘案すべき上記1(2)の各事情及び退職手当法12条につき退職手当等の全部不支給を原則としつつ、一部不支給処分にとどめることを検討する場合について列挙する昭和60年4月30日付け総人第261号「国家公務員退職手当法の運用方針」（以下「運用方針」という。）第12条関係各号に係る判断は、以下のとおりである。

### (1) 審査請求人が占めていた職の職務及び責任について

審査請求人は、昭和56年10月1日に陸上自衛隊Eに入隊し、平成30年4月1日から航空自衛隊AB部C課Fとして勤務し、本件非違行為の当時の職務の級は行政職（一）3級であった（勤務記録表）。人事院規則9-8別表第1イ行政職俸給表（一）級別標準職務表によると行政職（一）3級の標準的な職務は、本省、管区機関又は府県単位機関の係長等であることに加え、約40年という勤務期間に鑑みると、係員級の職員や後輩職員に対し指導すべき立場であるといえる。

また、自衛隊法2条5項は、防衛省の職員のうち、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官等以外のものを「隊員」と定義し、同法52条は、「隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、（中略）もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。」との服務の本旨にかかる義務を、同法58条1項は、「隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。」との品位を保つ義務を規定している。審査請求人も自衛隊員であることから、厳正な規律を保持し、常に徳操を養うとともに、品位を保つ義務を負う立場にある。

さらに、議決において、審査請求人はB部の集金業務も担当する立場にあり、本件非違行為が自衛隊における規律維持に与える影響は軽視できないと指摘されていることからも、審査請求人の主張は妥当ではなく、下位級の事務官等を指導し、自衛隊員として相応しい勤務・生活態度が求められている審査請求人が窃盗を行った責任は重いとした上で、本件支給制限処分を軽減すべき事情は認められないとする処分庁の判断は妥当である。

#### (2) 審査請求人の勤務の状況について

処分庁は、審査請求人の勤務状況として、「勤務態度は普通であり、問題なく職務を遂行していた。」（退職手当支給制限処分書）と評価している。審査請求人の勤務成績は、令和3年9月における能力評価は「A」から「E」までの5段階評価で「B」、業績評価は「B」（注：審理員意見書の「A」との記載は誤記である。）であり、平素の行状として、「平成30年4月1日所属以来、職務上で特に問題となる事項はなく、温厚な性格で業務に対しては、真摯に取り組んでいた。」（懲戒処分承認申請書）とされていることから、審査請求人の勤務の状況は総じて「通常」であったということができる。

また、議決において、平成22年7月6日にも、窃盗行為を理由として停職30日の懲戒処分を受けているところ、停職30日という重い処分を受けていたにもかかわらず、身勝手な動機で万引き行為を繰り返したことは、当該処分歴が約10年5か月前のものであることなどを踏まえても、真摯な反省がみられなかったことを端的に示すものであり、情状酌量の余地はなく、違反態様は重大なものと評価せざるを得ないと指摘されていることから、審査請求人の過去の非違行為に係る主張は妥当ではない。

いずれにしても、審査請求人の勤務の状況に本件支給制限処分を軽減すべき事情は認められない。

#### (3) 本件非違行為の内容及び程度について

ア 本件懲戒免職処分に係る懲戒権者である航空幕僚長は、本件非違行為を認定した上で、

(ア) 審査請求人の規律違反は、調査報告書添付の各証拠により、明白である。

(イ) 窃盗は、他人が所持している財物を窃取することであり、犯罪として一般社会において許されない行為であり、自衛隊法46条1項2号「隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合」に該当し、懲戒処分

の対象となるものである。

- (ウ) 本件懲戒処分等基準によれば、「窃盗」は「重大な場合：免職」、「軽微な場合：停職の重処分」、「極めて軽微な場合：軽処分」と定められている。
- (エ) 調査の結果、購入の済んでいない食品類計6点（計1万2856円相当）を窃盗し、高額であることから「重大な場合：免職」を適用する。
- (オ) 本件により、部隊の規律の維持に影響を与え、部隊の士気を低下させたことから、部隊への影響はあった。
- (カ) 審査請求人は、万引きは犯罪であると認識していたものの、子供の元へ早く戻らねばならないと思い焦っていたことから、持参していたトートバッグに品物を入れ、店から持ち出しており、身勝手な理由から故意に持ち出していることから悪質であると認められる。
- (キ) 審査請求人は、平成22年にも同じ窃盗で停職30日の懲戒処分を受けており、反省している状況は見受けられない。

と指摘し、「以上から、身分排除もやむを得ないことから「免職」が相当であると認定する」としている（認定理由書）。

上記1（1）の裁決に対し、審査請求人は、当該裁決は審査請求人に対する懲戒免職処分が裁量権の逸脱又は濫用に該当するかという観点から判断されたものであって、必ずしも停職処分にとどめる余地があつたこと自体を否定するものではない旨主張する（反論書）。

しかしながら、議決において、本件非違行為は、本件懲戒処分等基準別表4（1）に照らし、「軽微な場合」にとどまるものではなく、隊員としての品位を著しく傷つけ、又は自衛隊の威信を著しく失墜するものであつて、「重大な場合」に該当し、懲戒免職処分が相当であると判断した原処分が不当なものとはいえないことから、本件支給制限処分は、運用方針第12条関係の2号イに規定する「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」には該当しない。

イ また、本件非違行為は、窃盗であることから、運用方針第12条関係の2号ロに規定する「懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合」にも該当しない。

ウ さらに、審査請求人は、「ストレス関連障害（一過性ストレス反応）」に起因して、正常な判断ができないパニック状態に陥り、特に必要でもない食品類をトートバッグに入れて、そのまま店外に出るという本件非違行為に及んでしまったものであり、本件非違行為については、「過失による場合」と同視すべきであるなどと主張する。

この点について、議決において、審査請求人が供述調書において、子育てや仕事内容等に悩みはなく、体調や気持ちの面で不安や心配はない旨述べていること、本件非違行為の動機は、レジが混んでいたことから、精算せずに商品を持ち出すという了解可能なものであって、審査請求人の何らかの精神疾患等が本件非違行為に影響したことを示す特異な事態は見当たらないこと、審査請求人が主張の根拠とする診断書は本件非違行為から約1年半後（令和4年6月16日）に作成されたもので、一般的な可能性を指摘するものにとどまることから、本件非違行為と審査請求人の当時の精神疾患等の関係を具体的に検討した診断とはいひ難いと指摘されていることから、運用方針第12条関係の2号ハに規定する「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」に該当しない。

また、同号ニに規定する「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」にも該当しない。

エ 以上より、本件は、運用方針第12条関係の2号において「一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合」として示しているいずれの場合にも該当しないことから、本件支給制限処分を軽減する事情はないとした処分庁の判断は妥当である。

#### （4）本件非違行為をするに至った経緯について

上記（3）ウのとおり、議決においては、本件非違行為の動機や行為そのものは了解可能なものであって、審査請求人の何らかの精神疾患等が本件非違行為に影響したことを示す特異な事態は見当たらないと認定されている。

運用方針第12条関係の5号において「当該非違が行われることとなつた背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合」には、それらに応じて処分の減輕又は加重を検討すると示されているところ、上記のとおり、特に参酌すべき情状は認められないことから、本件支給制限処分について

軽減する事情とはならないとの処分庁の判断は妥当である。

(5) 本件非違行為後における審査請求人の言動について

審査請求人は、供述調書において「申し訳ないと思っています。」と反省を述べている。また、調査報告書においては、終始、素直かつ誠実に供述し、深い反省及び後悔がうかがえたとされている。

しかしながら、審査請求人は、平成22年7月6日にも、ホームセンターで園芸用品等（4000円ないし5000円程度）を万引きしたとの窃盗行為を理由として停職30日の懲戒処分を受けているところ、議決において、停職30日という重い処分を受けていたにもかかわらず、身勝手な動機で万引きを繰り返したことは、当該処分歴が約10年5か月前のものであることなどを踏まえても、真摯な反省がみられなかつたことを端的に示すものであると指摘されている。

したがって、審査請求人が深く反省しており直ちに被害弁償を行った等の主張をもって特に参酌すべき情状があり処分を軽減する旨の検討を要するとはいえない。

(6) 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

審査請求人は審査請求人の精神疾患の本件非違行為への影響を考えれば、社会に与える影響は少ない旨主張するが、この点、上記2(3)ウのとおり、審査請求人の何らかの精神疾患等が本件非違行為に影響したことを示す特異な事態は見当たらない。

また、上記2(1)のとおり、審査請求人は、自衛官と同様に、厳正な規律を保持し、品位を保つ義務を有しております（自衛隊法52条及び58条1項）、下位級の事務官等を指導するに相応しい勤務・生活態度が求められている立場であること、さらに、議決において、審査請求人はB部の集金業務も担当する立場にあったのであって、本件非違行為が自衛隊における規律維持に与える影響は軽視できないと指摘されていることから、本件支給制限処分を軽減すべき事情は認められないとの処分庁の判断は妥当である。

3 結論

以上より、審査請求人の主張はいずれも認められず、本件支給制限処分を軽減すべき事情はないから、本件支給制限処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件支給制限処分の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人は、本件非違行為により本件懲戒免職処分を受けて退職をした者であるから、退職手当管理機関である処分庁は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定により、審査請求人に対し、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件非違行為の内容及び程度、本件非違行為をするに至った経緯、本件非違行為後における審査請求人の言動、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響の各事情を勘案して、退職手当支給制限処分をすることができる。

(2) 本件について、退職手当支給制限処分をするに当たり勘案すべき上記各事情を検討すると、以下のとおりである。

##### ア 審査請求人が占めていた職の職務及び責任

審査請求人は、本件非違行為の当時、航空自衛隊A B部C課Fとして勤務する隊員であり（勤務記録表）、自衛隊員として、厳正な規律を保持し、常に徳操を養うとともに、常に品位を重んじるべき立場にあった（自衛隊法52条、同法58条参照）。

審査請求人の本件非違行為当時の職務の級は行政職（一）3級であり（勤務記録表）、下位級の事務官等を指導すべき立場であったということができる。

審査請求人は、特に高度の倫理性が求められる役職に就いていたものではないし、本件非違行為は公務と無関係に行われたものであり、審査請求人の職務に関連するものでもない旨主張しているが、自衛隊員として相応しい生活態度が求められ、下位級の事務官等を指導すべき立場でもあった審査請求人の責任が軽いとはいえない。

##### イ 審査請求人の勤務の状況について

審査請求人は、40年以上自衛隊員として勤務していたものであるが、勤務態度は普通であり、問題なく職務を遂行していたとされている（退職手当支給制限処分書）。

ただし、審査請求人は、平成22年に停職30日の懲戒処分を受けており、その理由となった非違行為は本件同種の万引きである（懲戒免職処分審査請求に係る議決書）。本件と同種事案で懲戒処分を受けた前歴を有することは看過できない。

ウ 本件非違行為の内容及び程度について

本件非違行為は、令和2年12月30日、商業施設内の食品売場において、商品である食品等合計6点（総額1万2856円相当）を窃取したという刑法犯であり（認定理由書）、金額も少額とはいえず、本件非違行為が軽微な事案であるということはできない。

エ 本件非違行為をするに至った経緯について

本件非違行為をするに至った経緯に酌むべき事情もない。

審査請求人は、ストレス関連障害に起因してパニック状態に陥り、正常な判断ができないまま本件非違行為に至った旨主張するのであるが、審査請求人の供述調書によれば、審査請求人は、子育て、仕事内容等に悩みはない、体調や気持ちの面で不安や心配はない等述べている上、商品の万引き行為の動機や行為態様に了解不可能な点もなく、本件非違行為当時の審査請求人の何らかの精神疾患等が本件非違行為に影響したことを見かがわせるものはない。

審査請求人が提出した診断書は、本件非違行為から約1年半後に作成されたものであり、しかも「一過性に意識野の狭窄、注意力の低下がその行為に関連していた可能性が示唆される。」という内容でしかなく、本件非違行為当時の審査請求人の精神疾患等を示すものということはできない。

オ 本件非違行為後における審査請求人の言動

審査請求人は前記供述調書において「申し訳ないと思っています。」と反省の弁を述べており、被害についても代金を支払っているが、大きく考慮すべき事情とまではいえない。

カ 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響

本件非違行為は、厳正な規律保持、品位の保持が求められる自衛隊員が万引きをしたというものであり、自衛隊に対する国民の信頼を損なうものというべきである。

(3) 以上によれば、本件非違行為は軽微なものとはいえず、自衛隊に対する

国民の信頼を損なうものである。しかも、審査請求人は同種事案で懲戒処分を受けた前歴を有するにもかかわらず、本件非違行為に及んでいることに照らせば、審査請求人が40年以上の長期間にわたって自衛隊に勤務していたこと等を考慮しても、全部不支給とした本件支給制限処分が違法又は不当であるということはできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件支給制限処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委 員 戸 谷 博 子
委 員 木 村 宏 政
委 員 下 井 康 史